

# 交通事故ゼロへの道

## 追突事故を防ぐために

運転中、ふと、ルームミラーを見ると、後続車のドライバの顔がはつきり分かるくらい車間を詰められていた経験はないですか。追突されるかもしれないという恐怖心さえ覚えます。少しでも車間を明けようとスピードを上げると、同じように付いてきて、後ろが気になって、自分の運転のペースどころではなくなってしまう。

このような時は、無理をせず、早めに待避所などへ車を寄せ、やり過ごすことが安全策の一つです。

市内で起こる交通事故の約4割は追突事故です。車間距離が十分保てていなかったが、脇見や考え事などをしてブレーキが遅れたか、そのほかにも様々な原因があると思われるが、事故に巻き込まれれば大変です。

ご自分の運転はいかがでしょうか。スピードの遅い車が前に走っていると、せかすように車間を縮めたり、プレッシャーを与えるような行為をしたりしていませんか。



せんか。安全な車間距離は、人それぞれですし、路面やタイヤの状態、同乗者の人数、積んでいる荷物の重さなどによって変わってきます。前を走る車が急ブレーキをかけるかもしれないと考えれば、自然に車間距離は広くなるはずです。

**問い合わせ**  
生活環境課 生活交通係  
☎65・0686  
☎63・4582

# 夏の交通安全県民運動が始まります

一人ひとりが交通安全意識をもち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、次のとおり運動を実施します。

**【実施期間】**  
7月15日(日)～7月24日(火)

### 【運動の重点】

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
  - 例年夏休みは子どもの事故が増加します。
  - 夜間外出時は、明るい服装や反射材を着用しましょう。
- ② 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 昨年、シートベルト非着用だった交通事故死者のうち、約7割は、着用していれば助かったと考えられています。
- ③ 飲酒運転の根絶
  - 飲酒運転は、運転者だけでなく、車両提供者、酒類提供者、同乗者も処罰されます。
- ④ 自転車の安全利用の促進
  - 自転車は車道走行が原則です。また、夜間はライトを点灯しましょう。
- ⑤ 横断歩行者の安全確保の推進
  - 運転中、横断歩道手前に横断者を見かけたら、一時停止して道を譲りましょう。

**問い合わせ**  
生活環境課 生活交通係  
☎65・0686  
☎63・4582

# ～市内観光は公共交通機関で～

信楽高原鐵道・甲賀市コミュニティバス共通

## 1日フリー乗車券 発売中

1日乗り放題のお得なチケットを各地域市民センターや信楽駅などで発売しています。市内観光などにぜひお買い求めください

◎販売金額 大人(中学生以上) 1,200円  
小人(小学生以下) 600円

**問い合わせ**  
政策推進室 交通政策係  
☎65-0672 ☎63-4554



# 福祉医療費受給券

## 助成券の更新手続きをお忘れなく

現在、有効期限が平成24年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

### 1 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

**【受給資格】**(※それぞれ所得制限があります)

- ▼**重度心身障害者(児)**(65歳未満)
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
- ▼**特別児童扶養手当1級支給対象児童**
  - ・身体障害者手帳3級で、旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

※65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

- ▼**重度心身障害老人**  
(後期高齢者医療制度の該当者)
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・知的障害の程度が重度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
  - ・身体障害者手帳3級で、旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

- ▼**母子・父子家庭**(65歳未満)
  - ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子
- ▼**ひとり暮らし寡婦**(65歳未満)
  - ・ひとり暮らし高齢寡婦(65歳～69歳)
  - ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いている、今後その状態が継続すると見込まれる方
- ▼**老人**(65歳～69歳)
  - ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方

### 2 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

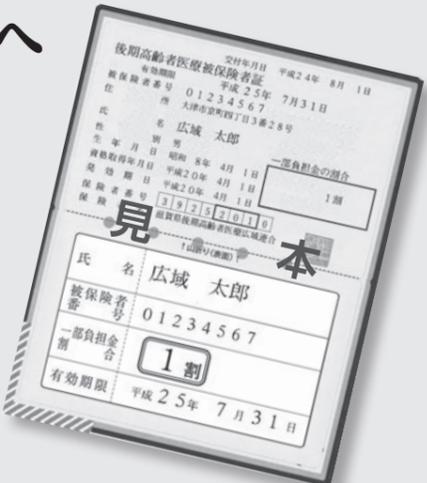
**【受給資格】**(※それぞれ所得制限があります)

- ▼**重度精神障害者(児)**(65歳未満)
  - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療(精神通院医療)を

### 【手続き期間】

7月23日(月)～31日(火)  
8:30～17:15(土・日を除く)

※該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しておりますので、更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。



# 後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

8月1日から有効の新しい被保険者証をお届けします

- 現在お使いの被保険者証は、7月31日をもって有効期限が切れます。8月1日からは後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。
  - 7月中に簡易書留郵便でお届けします。8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません。
- 新しい被保険者証はうぐいす色(薄緑色)です。二つ折にして使います。

**問い合わせ** 保険年金課 後期高齢者医療係  
☎65-0689 ☎63-4618